

原 安 第 2 1 7 号
令和4年（2022年）6月8日

脱原発佐賀ネットワーク 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請への回答について

2022年5月9日付けで提出のあった要請については、別紙のとおり回答
します。

2022年5月9日付け要請への回答

1. 乾式貯蔵施設に関して

- 1) 先の文書回答（本年3月18日付け県知事回答書）では、2月14日付申し入れ（以下申し入れ）の項目1の「公開の説明・意見聴取の行事に値しないと考え得る根拠」についての回答がありません。あらためて直接お尋ねしたいと思います。

乾式貯蔵施設で保管した後の使用済み核燃料の搬出先に関しては、六ヶ所再処理工場の稼働見込みが全く立たない状況が広く知られているにもかかわらず、「国と九電がそれぞれの責務を果たしていくべきと考えており、あわせて、国民に十分な説明を行うべきと考えています。」と回答されているのみで、知事ご自身の責任について全く触れておられません。玄海原発の稼働や乾式貯蔵施設の建設を認めている佐賀県知事として、これで県民への責任を果たしているとお考えなのか、直接お伺いしたいと思います。

- 2) 同じく申し入れの項目2に関しては、結局、知事は判断の詳細や根拠などを公表されることなく「事前了解」をされました。そこで面談にてそれらをお尋ねしたいと思います。

(答)

- 玄海原子力発電所における乾式貯蔵施設の設置について、県は、令和3年7月9日に佐賀県原子力安全専門部会（以下、「専門部会」という。）を開催し、専門家からの意見等も踏まえて、原子力規制委員会や九州電力に詳細を確認するなど、丁寧に確認作業を行ってきました。
- その結果、乾式貯蔵施設の設置については、
 - ・ 原子力規制委員会の審査により法令上の要求事項に適合することが確認されていること
 - ・ 専門部会における意見等も踏まえ、県から原子力規制委員会や九州電力に対して詳細な確認を行った結果、九州電力の計画及び原子力規制委員会の審査内容に不合理な点はなかったことから、令和4年3月24日に事前了解を行いました。
- なお、専門部会や事前了解の手続きなどの県の対応については、公開で行うとともに、説明資料や対応結果を県のホームページへ掲載するなど、随時、公開・公表しながら進めました。

- また、市民団体の方々とは節目節目で機会をとらえて面会し、直接御意見をお伺いしてきました。
- 原子力発電については、これまでも、形式にとらわれず広く門戸を開いて県民や市民団体から意見を聴き、全ての質問に回答しています。市民団体から頂いた御意見はしっかり受け止めており、様々な意見が出しやすい環境はこれからも維持したいと考えています。
- 使用済燃料の搬出や六ヶ所再処理工場の稼働等の核燃料サイクルの確立については、国と九州電力を含む事業者が責任をもって取り組むべきであり、あわせて、国民に対する十分な説明責任も果たすべきと考えています。

3) 申し入れの項目3の「核のゴミ」の最終処分についての回答でも、1と同様に、国の責任について述べられるだけですが、ご自身の責任についてはどうお考えなのでしょうか。核のごみの保管管理は、今後数千世代にわたる問題であり、極めて深刻かつ重大な問題です。

(答)

- 第6次エネルギー基本計画において、「高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める」とされており、国がきっちりと責任を果たすべきと考えています。

2. 原子力防災訓練に関して

令和3年度佐賀県原子力防災訓練は本年2月26日に実施されました。佐賀県、玄海町、唐津市及び伊万里市で極めて小規模に実施されました。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からやむを得ない面もあると拝察しますが、当会のメンバーが当日現地各所を視察して気付いた問題点及び、原子力防災計画（佐賀県地域防災計画・第4編（原子力災害対策））のそもそもの問題点について、以下に示します。

1) 2月26日の佐賀県原子力防災訓練に関して

(1) 車両の被曝検査装置（ゲート型モニタ）は佐賀県が十数台保有しているとの説明がありましたが、これで実際にUPZ圏内在住の約25万人が利用する数万台に及ぶ避難車両の検査を1週間程度の短時間で実施できるとお考えですか？

(答)

- UPZにおいては緊急時モニタリングの結果によって特定された区域が避難の対象となりますが、県内のUPZ内の住民の方約17万人の方が避難される場合でも、一週間程度の期間でゲート型モニタによる車両検査を行うことは可能と考えています。

(2) 多久市総合運動場での車両除染訓練の後、作業に当たった自衛隊員に対して本部会場責任者らが「放射性物質はそれほど危険なものではないが、他の人に付いたり、環境を悪くするといけないので、拭き取ってください」旨、説明されていました。これは、原発事故での放射性物質の危険性を軽視し、原子力防災訓練の必要性をも否定する発言ではないでしょうか。原子力防災訓練に際して担当職員への放射線に関する教育研修はどのようにされていますか？

(答)

- 担当職員は、放射性物質の危険性を軽視してはならず、きちんと拭き取って除染を行えば直ちに体の調子に影響を与えるようなものではないという趣旨で説明を行っています。このとき説明を受けていた要員は放射性物質の知識を有している者であることからこの趣旨は伝わっていると考えていますが、説明を受ける方によって誤解を与えかねない説明だったのであれば、今後は、誤解を与えないように説明を行いたいと考えています。
- なお、県や市町の職員等を対象とした研修として、放射線や被ばく防護等の基礎的知識を学ぶ研修や災害対策要員向けの専門的な研修、バス事業者を対象とした研修などを毎年、国や県が主催・実施しています。

- 原子力災害に関する業務に従事する職員については、今後も放射線や放射能に関する研修を受講するようしていきます。

(3) 当日の町内放送やスマホメールで「安定ヨウ素剤が手元にない人は、玄海町役場に取りに来て下さい。」旨知らせがありました。これでは緊急時に余計な移動を強いることになり、町民をいたずらに被曝させる危険性があります。PAZ内の住民は安定ヨウ素剤をいつも携行すること、またはすぐ飲めるような場所に置くことなどの指導を徹底するべきではないですか？

(答)

- PAZにおいては、施設敷地緊急事態発生段階で、玄海町及び唐津市が、国若しくは県の要請又は独自の判断により、必要に応じ住民への避難準備情報の発令を行うことになっており、このときに安定ヨウ素剤を持ち出す準備も行っていただくこととなります。
- 保管については、国の指針において、安定ヨウ素剤は「直射日光の当たらない、湿気の少ない場所に保管すべき」「温度が高い場所に長時間放置することは避けるべき」「薬箱のように用途が明確で覚えやすい場所に保管する、非常時に必ず持ち出す防災用品と一緒に保管する等の工夫例を事前配布の際に住民に紹介することが、誤飲、紛失等の防止に有効」とされており、県でも、事前配布時に、この指針に沿って住民の方に保管方法を案内しています。

2) 原子力防災計画について

(1) 原発事故発生時の風向の把握と風向に応じて避難経路を迅速的確に変更するような計画が示されていませんが、これで実際の事故の際に対処できるとお考えでしょうか？

(答)

- 県の地域防災計画では、住民が覚えやすく、実行しやすい避難計画とし、避難時にできるだけ混乱なく、速やかに原子力発電所から距離をとっていただく観点から避難先については、風向きにかかわらず、単一とすることとしています。

(2) 佐賀県内の離島の住民全員の避難が短時間で可能とお考えでしょうか？簡易シェルターや自宅での屋内避難の場合、何日間の避難を想定して対策を講じていますか？

(答)

- 離島のそれぞれの放射線防護対策施設には、屋内退避に必要な毛布や簡易トイレなどの物資のほか、過去の定期船の欠航状況(最大3日)を踏まえて、3日分の水・食料を備蓄しています。